

# 東海村産業・情報プラザ 1 階展示スペース使用規則

1. 使用時間：午前 9 時から午後 9 時まで
2. 使用期間：原則，2 週間以内（搬入，搬出を含む）  
※次の使用者が使用する前日（休館日にあたるときは，その前日以前の最初の開館日）まで延長可
3. 使用場所：別紙のとおり（使用場所案内図参照）
4. 対象：政治活動，選挙活動，宗教活動，販売活動，その他公共施設での展示が相応しくない目的での使用を除く個人または団体
5. 休館日：火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは，その翌日以降の最初の休日でない日），12月29日から翌年の1月3日まで
6. 使用料：無料
7. 受付開始：使用期間最終日の6月前（村内在住者，在勤者，在学者または村内に活動の拠点を置く団体以外の場合は使用期間開始日の3月前）
8. 受付：
  - ・使用開始日の3日前までに東海村産業・情報プラザ事務室備え付けの「申込書」に必要事項を記入のうえ，提出してください。
  - ・受付は，1回当たり1件とし，次回の申し込みは，使用期間最終日から受け付けます。
  - ・電話等での空き状況確認には応対（仮予約）しますが，「申込書」受け付けの先着順により使用が確定します。
9. 受付時間：使用時間と同じ
10. 貸出単位：原則，水曜日から月曜日までの6日間
11. 貸出備品：展示台※<sub>1</sub>，回転式パネル※<sub>1</sub>，額吊ワイヤー，机※<sub>2</sub>，椅子※<sub>2</sub>，脚立
  - ※1：使用場所案内図参照
  - ※2：貸部屋備え付け以外のもの，館内で利用予定が無いもの

## 12. 留意事項

- ① 1階展示スペースに設置された展示品の破損等の事故については、施設側では責任を負いません。
- ② 1階展示スペースに設置された展示品の管理および来場者の対応は、使用者が行ってください。
- ③ 使用者が館内の設備等を損壊させた場合は、原状回復を求めることがあります。
- ④ 展示品に対する注意喚起等の表示は、使用者が行ってください。
- ⑤ 申込書の受け付け後であっても、施設の維持管理等のため、使用の中止、若しくは制限させることがあります。
- ⑥ 原則、使用期間中の展示品は、東海村産業・情報プラザ1階展示スペースに展示したままとします。ただし、各日ごとに展示品を撤収し、館内で保管する場合は会議室等の使用申請（有料）が必要となります。
- ⑦ 催事名称や使用期間、責任者に関する情報などを東海村観光協会のホームページやフェイスブックなどに掲載することがあります。